

社会福祉法人高良内福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人高良内福祉会（以下、「この法人」という。）の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、該当各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。常勤役員のうち、理事は常勤理事、監事は常勤監事という。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に参加し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤理事に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間320万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間10万円以内とする。

3 この法人の常勤理事の報酬月額は、別表2に定めるとおりとする。

4 この法人の評議員の報酬総額は、年間10万5千円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 役員（常勤役員を除く）が理事会に参加したとき及び評議員が評議員会に参加したときは、別表1により報酬及び別記1により費用弁償を支払うことができる。ただし、理事会並びに評議員会が同日付けで開催される場合においては、報酬及び費用弁償は重複して支払わないものとする。

(理事長の報酬)

第6条 理事長の報酬は、別表2に定める月次報酬とする。

(理事、監事及び評議員の勤務報酬等)

第7条 理事(常勤理事を除く)、監事が理事会以外で法人及び施設の運営のために業務にあたった場合は、別表3により報酬及び別記1により費用弁償を支払うことができる。

2 評議員が評議員会出席以外で法人及び施設の運営のために理事長の命を受けて業務にあたった場合は、別表3により報酬及び別記1により費用弁償を支払うことができる。

(費用弁償の支給)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。

その計算方法は、一般職員通勤手当支給基準、給与規程第9条(通勤手当)に準ずるものとする。

3 役員及び評議員には、出張に要する旅費(交通費、宿泊費)を出張費として支給することができる。

その計算方法は、一般職員出張旅費支給基準、旅費規程に準ずるものとする。

(報酬及び費用弁償の支給日)

第9条 常勤役員の報酬の支払い方法及び支給日は、一般職員の給与支給方法及び支給日に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員の報酬並びに費用弁償は、業務にあたった都度遅滞なく支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支給方法)

第10条 報酬及び費用弁償は、通貨をもって本人に直接支払うものとする。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振り込むことができるものとする。

(公表)

第11条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附則 この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別表 1 非常勤役員及び評議員、評議員選任・解任委員

区 分	報酬額
理 事	5,000 円(源泉所得税控除後)
監 事	5,000 円(源泉所得税控除後)
評議員	5,000 円(源泉所得税控除後)
評議員選任・解任委員(選任委員会出席)	5,000 円(源泉所得税控除後)

別表 2 常勤理事

区 分	報酬額
理事長	月額 250,000 円

別表 3 非常勤役員及び評議員

区 分	報酬額
理 事	10,000 円(源泉所得税控除後)
監 事	10,000 円(源泉所得税控除後)
評議員	10,000 円(源泉所得税控除後)

別記 1 非常勤役員等の費用弁償

理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員の費用弁償額は、一般職員出張旅費基準に準じ支給するものとする。